

## 日本カリキュラム学会 優秀発表賞及び研究奨励賞に関する規程

1995年7月2日

2000年7月9日改正

2007年7月6日改正

2013年7月7日改正

2019年6月23日改正

2021年6月27日改正

2022年7月1日改正

2023年11月4日改正

2025年3月2日改正

1. 趣旨：日本カリキュラム学会は、カリキュラム研究の奨励と今後のさらなる発展が期待できる優秀な若手カリキュラム研究者を表彰することを目的として、原則として毎年、優秀発表賞及び研究奨励賞を授与する。なお両賞の審査に関わって、学会賞委員会を置く。

2. 授与の対象と副賞：優秀発表賞（若干名）と研究奨励賞（原則1名）の2つを定める。優秀発表賞の場合、入会后2年以上8年以下の会員が対象となる。ただし前年度受賞者は対象外とする。研究奨励賞の場合、入会后2年以上15年以下の学会活動歴を持つ会員が対象となる。優秀発表賞には賞状と賞金1万円を授与する。研究奨励賞には賞状と賞金5万円を授与する。

### 3. 審査（又は選考）の対象

(1) 優秀発表賞：当該年度の全国大会において発表された内容（発表要旨、所定の期日までに提出された発表資料を中心に行い、当日の発表の様子を参考）とする。なお他学会等での発表と重複しない、未公刊でオリジナルなものでなくてはならない。

(2) 研究奨励賞：応募締切日から過去2年間に公刊された本学会紀要掲載論文、カリキュラム研究に関する本学会員の著書等とする。

ただし両賞とも、共同研究の場合は第一著者であることを条件とする。

4. 応募の方法：優秀発表賞の場合は、研究大会の発表申込時に、候補者になることを申し出る。研究奨励賞の場合は、会員の自薦または他薦によって、毎年9月30日(必着)までに所定の推薦書により申し出る。なお当該年度を含み過去2年間の間に本学会誌に掲載された被選考者（入会后2年以上15年以下の学会活動歴を持つ会員）の論文は推薦書による申し出を必要としない。

5. 審査に関する委員会の構成：学会賞委員会の委員は、委員長1名、副委員長1名の2名で構成される。理事会が選出、承認し、代表理事が任命する。学会賞委員会は、細則に記した手順に従って審査を進めるために、優秀発表賞については、前年度の3月の理事会において審査委員を選出する。また研究奨励賞については、当該年度の11月の理事会において審査委員を選出する。

優秀発表賞の場合、細則に記した手順に従い、優秀発表賞審査委員会（学会賞委員を含む4名程度）を構成する。基本的には7月～10月に審査を行う。研究奨励賞の場合、細則に記した手順に従い、研究奨励賞審査委員会（学会賞委員を含む5名程度）を構成する。なお、必要に応じ会員の協力を求めることができる。基本的には11月～2月に審査を行う。

優秀発表賞審査委員会及び研究奨励賞審査委員会の委員については、候補者との利益相反を避けて審査委員を選出する。利益相反の定義については、細則に定める。

#### 6. 審査（又は選考）方法

(1) 選考には、学会賞委員を含む各委員の過半数（委任状を含む）の出席を要する。

(2) 審査は、(a) 研究発表や論述展開の論理性、(b) 研究の方法・技術の適切性、(c) 成果の独創性、(d) その他（教育実践への寄与、学会活動への貢献度など）の4観点から行われる。

(3) 各委員は優秀発表賞の候補者、研究奨励賞被選考論文（あるいは著書）に順位と意見を付して委員会に臨み、審議の上、受賞候補者を決定する。優秀発表賞の場合は、その結果を11月の理事会に報告し、理事会の承認を得る。研究奨励賞の場合は、その結果を3月の理事会に報告し、理事会の承認を得る。学会賞委員会は、両賞の結果について年次総会で報告し、その年度の学会紀要に理由書も添えて結果を報告する。

7. 改正の手続き：本規程の改正は、理事会で行う。

8. その他：受賞者が決定しない場合は、その年度の授賞は行わない。

附則：実施にあたっての細則は理事会において補うものとする。